インフルエンサーマッチングサービス
3ヶ月スポットプラン特約

第1条 （本特約の適用）

1. 「インフルエンサーマッチングサービス 3 ヶ月スポットプラン特約」（以下「本特約」といいます）は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する「インフルエンサーマッチングサービス」（以下「本サービス」といいます）の3ヶ月スポットプラン（以下「本プラン」といいます）に申し込みを行った者のうち、当社が本サービスの利用を承認した者（以下「契約者」という）と当社の間に適用されます。
2. 本プランに関して、本特約に定めのない事項については基本約款及び「インフルエンサーマッチングサービス利用約款」（以下「原約款」といい、基本約款と原約款をあわせて「原約款等」という）が適用又は準用され、本特約の定めと原約款等の定めが相違する場合は、本特約の定めが優先して適用されます。
3. 本特約に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、原契約等における定義と同一の意義を有するものとします。

第2条 （適用条件）

1. 本プランは、以下のすべての条件を満たす場合に限り適用されるものとします。
 （1） 2026 年 12 月 1 日から 2027 年 3 月 1 日までの間に本プランの利用を開始すること。
 （2） 対象となる 1 店舗につき、本プランの申込みが 1 回限りであること。
 （3） 申込み時点において、UNIT 又は他社を経由して本プラットフォームを利用していないこと。
2. 契約者が本プランを申し込む場合、当社が別途定める「インフルエンサーマッチングサービス（ストアプラン）初期設定費用無料キャンペーン」は適用対象外となります。
3. 契約者が第 1 項第 1 号に定める期日までに本プランの利用を開始しない場合、当社は何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本項に基づき当社が本契約を解除した場合、第 4 条第 2 項に定める違約金は発生しないものとします。

第3条 （契約期間及び契約満了時の取り扱い）

原約款第 11 条（本サービスの契約期間）の定めにかかわらず、本プランの契約期間は、利用開始日から起算して 3 ヶ月間とし、自動更新はされないものとします。

第4条 （途中解約の禁止及び違約金）

1. 原約款第 15 条（契約者による本契約の解約）の定めにかかわらず、契約者は、本プランの契約期間中、原則として本契約を途中解約することはできないものとします。また、契約期間中に本サービスにおける他のプランへ契約を変更することもできないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事由により契約者が本契約を途中解約する場合、契約者は、当社に対し、違約金として月額利用料金に契約期間の残月数を乗じた金額を一括して支払うものとします。

第5条 （既存プランとの並行契約の禁止）

契約者は、当社が提供する本サービスの他のプランと本プランを同時に契約し、又は並行して利用することはできないものとします。

第6条 （利用料金の特則）

本プランの利用料金および支払条件は、申込書等に定めるとおりとします。

以上

制定日：2026 年 11 月 10 日